

平成 2 6 年 度

大 分 市 予 算 編 成 方 針

財 務 部 財 政 課

平成 2 6 年度予算編成方針

(国の経済情勢等)

我が国経済の動向については、内閣府が発表した 9 月の月例経済報告によれば、企業の設備投資が持ち直し、雇用情勢の改善も続いていることから、「景気は、ゆるやかに回復しつつある。」とされ、2 か月ぶりに上方修正をしています。

また、先行きについては、「輸出が持ち直し、各種政策の効果が発現するなかで、家計所得や投資の増加傾向が続き、景気回復の動きが確かなものとなることが期待される。ただし、海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっている。」としております。

こうしたなか、国の財政状況は、国債等の長期債務残高が平成 2 5 年度末には約 7 7 7 兆円に達する見込みで、主要先進国の中でも最悪の水準となっており、極めて深刻な状況にあります。仮に、財政の持続可能性に対する信認が揺らぐことがあれば、国債価格の暴落や金利の上昇、政策の自由度の減少等を通じ、国民生活に甚大な悪影響が出ることとなります。

このようなことから、国は、東日本大震災や原発事故からの復興、デフレ脱却、増大する社会保障費への対応など多くの課題を抱える中で、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目的に、平成 2 6 年 4 月から、消費税率を 8 % に引き上げる方針を決定したところですが、増税による景気の失速を避けるため、新たな財政支出を伴う経済対策を行うこととしており、今後とも、経済成長と財政再建の両立に向け、極めて厳しい財政運営を強いられることとなります。

地方においても、少子・高齢化の進展する中、社会保障関係費が増加するとともに、これまで景気対策や恒久的減税の財源に地方債の活用を図り、地方交付税の振り替わりとして臨時財政対策債を発行したことなどにより、平成 2 5 年度末の債務残高が約 2 0 1 兆円にも上る見込みとなっており、その償還が将来世代の大きな負担となることが懸念されています。

(本市財政の状況)

このように国・地方を通じた厳しい財政環境にあつて、本市の財政状況は、平成 2 4 年度決算で見ると、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は 9 2 . 3 % と、前年度より 0 . 1 ポイント改善したものの、健全エリアと言われる 8 0 % 未満を大きく上回っており、臨時的な財政需要に対して十分な余裕のない、いわゆる硬直化した財政構造となっております。

今後においても、本市歳入の根幹をなす市税の増収が期待できない一方で、扶助費を始めとした社会保障関係費が年々増加し、義務的経費が依然として高い水準で推移するなど極めて厳しい収支見込みとなっております。

このような状況にあつて、本市においては、増大する市民ニーズに的確に応えていくとともに長引く不況から回復しつつある地域経済を下支えすることも求められており、これまで以上に厳しい事務事業の取捨選択を行う中で対応していかなければなりません。

(平成26年度予算編成への取り組み)

平成26年度の予算編成については、引き続き「分権型予算制度」を推進するとの方針のもと、各部局における全ての事務事業評価の結果等を確認する中で調整を図ってきたところです。

こうしたなか、これまでの行政改革への取組により人件費等の義務的経費の削減が図られてきたことから、総合計画や新ネクスト大分構想等の実現に向け、重点政策経費については、前年度を上回る配分を行ったところです。また、部局裁量経費についても新年度の特殊事情等を勘案する中、地域経済の活性化にも配慮し、前年度を上回る財源を確保したところですが、全体としては、前年度と同様、収支不足が見込まれ、基金や繰越金を活用しなくては予算編成が行えない状況となっております。

このため各部局におきましては、自ら創意工夫を図り、事務事業の見直しや、事業間の優先順位の厳しい選択を行い、特に重要と考えられる事業には必要な財源を確保する一方で、その他の事業については思い切った合理化・効率化を行うなど、これまでも増して徹底したコスト意識のもとメリハリのある予算編成を行っていくことが求められるところです。

平成26年度の予算編成にあたり、職員全員が、本市の厳しい財政状況について共通の認識に立ったうえで、次の要領により予算原案を作成されるよう示達します。

一 予算原案作成にあたっての基本的事項

- 1 予算の見積りは年間予算ベースで行うものとし、予算編成時点で予測される全ての歳入、歳出を計上すること。
- 2 予算編成にあたっては「分権型予算制度」に基づいて、一般会計の経費を「①重点政策経費」「②部局裁量経費」「③義務的経費」に区分したうえで、次の事項に留意し予算原案を作成すること。
 - (1) 配分された重点政策経費、部局裁量経費、義務的経費間の財源のやり取りは、原則認めないこととする。
 - (2) 部局裁量経費のうち新年度の特殊事情等により配分されたものについて、その後の情勢の変化等により予算要求を見合わせた場合は、その配分を取りやめるので留意すること。
 - (3) 分権型予算制度において作成された各部局の予算原案であっても、その積算根拠等が希薄なものについては、財政課において減額調整し、市全体の財源枠とするので十分精査して要求すること。
 - (4) 部局裁量経費及び義務的経費の財源配分額は、現行の税財政制度を前提とした見込みによるものであり、今後において税制改正、地方交付税制度の見直し等により一般財源の見通しに変動が生じた場合には、財政課において減額を含めた調整をし、再配分を行うことがあるので留意すること。

- (5) 消費税増税については、予算編成過程においてその影響額を加算することとするので、影響額を含めず予算原案を作成すること。

①重点政策経費

重点政策経費は、実施計画上の重点事業及び新規事業とし、別枠で留保する一般財源を基本にして、一件審査により決定する。

②部局裁量経費

部局裁量経費は、重点政策経費及び義務的経費以外の経費とし、事業進捗による増減等を配慮して配分する一般財源の範囲内で、各部局が予算原案を作成する。

③義務的経費

義務的経費は、人件費、扶助費、公債費、債務負担行為設定に伴う経費及び長期継続契約に係る経費等とし、所要見込額を事前調整のうえ配分するので、各部局は経費の節減を図り、その範囲内で予算原案を作成する。

- 3 各部局の事務事業のスクラップ・アンド・ビルドを促進するため、部局長の判断により、新たに事務事業の廃止又は見直しを行った場合には、捻出した一般財源の1.5倍を上限に新規事業等を要求できることとするので、より一層の創意工夫に努めること。

ただし、要求した新規事業等については、一件審査を行うので、十分精査の上要求すること。

- 4 事業の選択にあたっては、社会経済情勢や市民ニーズを的確に把握したうえで、実施計画や政策・施策評価、事務事業評価の結果を基本として、事業の重要度、優先度、事業効果等を総合的に判断し、予算編成にあたること。

また、金額の積算にあたっては、前年度決算において多額の不用額が発生している事業については、精査の上実績に見合う予算額とするなど予算・決算において大幅な乖離が生じないように必要最小限に見積ること。

なお、おでかけ市長室、市民政策提言制度、市議会などからの意見、提言等については、具現化できるものについて、できる限り予算に反映させること。

- 5 他の部局に関連する事務事業については、事前に十分な連絡調整を図り、重複を避け統一性を欠くことのないよう特に留意すること。

- 6 補助事業については、事業効果の有無について慎重に検討したうえで、本市の主体的な判断に基づき取捨選択すること。

また、単独事業については、安易に継続することなく、継続、新規を問わず厳しく精査したうえで、真に必要な事業についてのみ計上すること。

- 7 負担金、補助及び交付金として支出する事務事業については、対象団体の自主的運営や経費の効率的運用について監査・指導を強化するなどにより、徹底した整理合理化を行うとともに、その公益性、効果について十分な検証を行い、既に目的を達したものや効果の薄くなったものについては、従来からの経緯にとらわれることなく廃止・縮小すること。

- 8 財政の健全性を堅持するため、財源確保には最善を尽くし、特に、受益者負担を原則とするものについては、定期的に見直しを行うなど、その適正化に努めること。
- 9 地域経済の活性化に配慮し、民間需要や雇用の拡大、創出につながる施策の積極的な展開に努めること。
- 10 この「平成26年度予算編成方針」は各部局共通の基本方針であり、各部局においては、それぞれ予算編成方針を作成すること。なお作成する際、今年度行政評価や決算審査特別委員会における事務事業評価、要望事項等を予算編成においてどのように反映したのかを付記すること。

二 歳入に関する事項

歳入の見積りにあたっては、経済見通し、過去の実績、制度の改正、国・県の動向等に十分留意し、使用料等の計画的な見直し、収納率の向上などはもとより、新規財源の確保に積極的に努めること。特に、市税をはじめとする各種使用料等の収入未済額については、「未収金徴収対策会議」を通じて部局相互の連携と協力を図り、その解消に取り組むこと。

1 市 税

市税は、歳入の根幹をなすものであり、その動向は財政運営を大きく左右するので、国の税制改正並びに今後の経済情勢等に十分留意する中で、課税客体を的確に捕捉し適正に見積るとともに、納税意識の啓発及び徴収事務の効率化を図り、過年度分を含め収納率の向上に格段の努力を払うこと。

2 使用料及び手数料

使用料及び手数料は、特定の行政サービスの提供に要する経費の対価であり、受益者負担の観点から対象事務に要する経費の増嵩並びに他都市の状況等を十分勘案し、「使用料等の改定基準」に基づく計画的な見直しに努めること。

3 国・県補助金

国・県の補助金については、補助事業の特定財源としてその財源確保に努めるとともに、補助対象事業、補助基本額、補助率等を再確認したうえで、事業効果等を主体的に判断し、効率的な受け入れに努めること。

また、県が造成した基金については、その内容を把握し積極的な財源確保に努めること。

4 市 債

市債については、地方債計画等を勘案し、充当率、後年度の財政負担等について財政課と十分協議のうえ計上すること。

また、財政健全化の観点から、地方交付税措置等財政支援が講じられる市債の活用を図ること。

5 分担金・負担金

受益者負担の原則に則り、法令又は条例等の根拠法令に照らし、負担割合の適正化を図るよう努めるとともに、歳出予算計上額に見合う額を計上すること。

6 財産収入

不用、遊休の財産については、「大分市公有財産有効活用等取扱要綱」等を踏まえ、将来の利活用について十分検討し、貸付等の利用促進を図るとともに、処分可能なものについては適正な価格を見積り、歳入の確保を図ること。

また、保留地処分金等、事業の推進のための財源として充当される財産売払収入についても、積極的にその確保に努めること。

7 その他の収入

歳入額の多寡にかかわらず、あらゆる収入の可能性を検討し、積極的な財源確保に努めること。

三 歳出に関する事項

歳出の見積りにあたっては、必要最小限の経費で最大の行政効果が発揮できるよう創意工夫に努めるとともに、行政評価による事務事業の見直し等を積極的に進めることにより経費の縮減を図り、一層の効率化に取り組むこと。

1 人件費

人件費については、現行制度に基づき算定した額とすること。

なお、時間外勤務手当は、平成25年度当初予算額の範囲内とし、追加補正は認めないので留意すること。

特に、各種イベント等については、運営手法の見直しを行い、経費の節減に努めること。

2 維持補修費

維持補修費については、施設利用者の安全確保や施設数の増大に十分配慮し、適正な管理に支障が生じることのないよう予算原案を作成すること。

なお、既存建物の維持管理については、アセットマネジメントの観点に立ち、安全性や利用者の快適性を確保しながら効果的な修繕等による長寿命化を図り、そのライフサイクルコストを縮減することが重要であることから、中長期の営繕計画に沿った最も費用対効果の高い効率的・効果的な維持管理に努めること。

3 委託料

委託料については、前年度契約実績の範囲内を基本として予算原案を作成すること。

なお、施設や設備の維持管理等に係る委託料については、業務内容や範囲等の見直し、発注方法の工夫を図り、経費の縮減を図ること。

また、調査、測量、設計等の委託料については、民間の事前見積りに頼ることなく、総額及び諸経費等を詳細に精査し、適正な金額の設定に努めること。

4 扶 助 費

扶助費については、需要の伸びを精査し年間を通じた所要額を見込んだうえで、予算原案を作成すること。

特に、市単独事業については事業効果を検証し、廃止も含め支給基準など制度の見直しを行うこと。

5 投資的経費

投資的経費については、「大分市公共事業コスト構造改善プログラム」を十分勘案し、合併建設計画との整合性を図りつつ、実施計画で採択された事業を基本に計画で認められた額を上限に要求すること。

また、政策・施策評価の結果を基本として、優先度の高い重点分野への集中投資を行うため、事業の見直しに努めるとともに、事業費の見積りにあたっては、施設の内容や規模等について十分な検討を行い、過剰投資とならないようグレードの見直し等により、建設コストの縮減に努めること。

なお、補助事業については、基本額、補助率等の動向に留意し、関係機関とも事前に十分協議のうえ要求すること。

6 負担金、補助及び交付金

負担金、補助及び交付金については、公益性、公平性の観点から対象団体の事業内容、経費区分が適正であるか、負担割合が妥当であるかなどを全ての事業において点検・評価し、見直しを図ること。特に、対象団体の決算調書等において前年度からの繰越金がある場合や執行率の低いものについては、その内容、理由等を精査したうえで減額対象とすること。

また、要綱等に基づき支出される補助金、交付金にあっては、その要綱等を見直し、総枠を抑制すること。

なお、新規の補助金等の計上については、補助金等審査会の審議を経ることとし、真にやむを得ない場合等についてはスクラップ・アンド・ビルドの原則を徹底すること。

四 特別会計

特別会計については、一般会計の予算編成方針に準ずることとするが、各会計内での収支の均衡を図ることを第一義に、独立採算制を原則とし、安易に一般会計からの繰入に依存することなく、事務事業の効率化を図り、受益者負担の適正化による料金体系の見直しや収納率の向上など積極的に経営の健全化に努めること。